

さくら市給食センター設計業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

本要領はさくら市の給食調理場の整備を推進するために、さくら市が実施するさくら市給食センター設計業務（以下「本業務」という。）業者候補選定について、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

さくら市給食センター設計業務委託

(2) 業務内容

別紙「さくら市給食センター設計業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年9月30日までとする。

(4) 予算概要

40,000,000円（2箇年の総額、消費税及び地方消費税を含む）

※支払い上限額は令和4年度は0円、令和5年度は40,000,000円とする。

※契約金額は、企画提案書の提出を要請する各社からの見積額を参考に決定するが、上限額を超えての契約は行わない。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3. 日程

項目	日時
① 公募開始(実施要領等の公表、配布開始)	令和4年6月20日(月)から
② 質問受付	令和4年6月27日(月)から 令和4年7月8日(金)午後5時まで
③ 質問に対する回答(さくら市HP)	令和4年7月22日(金)
④ 関係書類受付	令和4年7月25日(月)午前9時から 令和4年8月9日(火)午後5時まで ※土日は除く
⑤ 応募資格決定通知	令和4年8月17日(水)
⑥ 企画提案書の提出期限	令和4年8月31日(水)午後5時まで ※土日祝日は除く
⑦ プレゼンテーション実施日	令和4年9月〇〇日()
⑧ 選定結果通知	令和4年9月〇〇日()

※プレゼンテーション実施日は9月中旬頃を予定。 決定後、市HPにて公表。

4. 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、単独企業として、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 日本国内において、令和4年6月1日までに学校給食施設整備に係る設計業務の元請として受注実績があること。
- (2) 学校給食施設整備に係る建築技術に関する知識を有していること。(他の事業所等と連携して本業務処理に当たることも可とする。)
- (3) 栃木県内又は近接都県内(東京都・埼玉県・茨城県・群馬県)に本店又は入札及び契約に係る権限を委任された営業所があること。
- (4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (5) 令和3・4年度さくら市入札参加資格者名簿(測量・建設コンサルタント)の建築関係建設コンサルに登録があること。
- (6) 国(公社、公団及び独立行政法人を含む)又は地方公共団体が発注した延べ面積1,500㎡以上で、平成24年度以降に完了した公共施設の実施設設計の実績を有していること。
- (7) HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP対応施設に対する相当の実績等を有していること。」とは、HACCP認証取得施設、ISO22000認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により、HACCPと同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の実施設設計の実績、ドライシステムの学校給食施設の実施設設計の実績、ドライシステムの大量調理施設(民間施設も含む)の実施設設計の実績等をいう。

※ 大量調理施設とは、大量調理施設衛生管理マニュアル(平成9年3月24日付け衛食第85号)が適用される同一メニューを1回300食以上または1日750食以上を提供する調理施設をいう。

- (8) 次に掲げる事項に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ② 会社更生法(昭和14年法律第154号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
 - ③ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項から第6号までに該当する団体又は団体に属する者
 - ⑤ 国税及び地方税の滞納のないこと。

5. 応募資格審査

(1) 応募資格

前記4に掲げる参加資格要件を満たす者とする。なお、応募に係る手数料は無料とする。

(2) 実施要領の取得

実施要領は、次のいずれかの方法にて入手すること。

- ① 13. 書類提出・問い合わせ先で、直接受領する。
- ② 郵送により請求する。

※「プロポーザル実施要領希望」と明記した封筒に返信用封筒（送付先明記、切手貼付）を同封すること。（郵送中の事故等により提案書提出期限に間に合わない事態が生じても、本市は責任を負わない。）。

- ③ さくら市ホームページからダウンロードする。

<http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/>

(3) 申し込み

① 提出書類

参加申込書（公募型プロポーザル企画提案書等作成要領 様式第1号）

② 受付期間

令和4年7月25日（月）午前9時から

令和4年8月9日（火）午後5時まで

③ 提出方法

直接持参（受付時間は平日午前9時から午後5時までとし土・日は受付不可）
又は郵送（必着）

※本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

④ 提出先

問い合わせ先と同じ

⑤ 応募資格決定通知書に送付

6. 質問の受付及び回答

本実施要領や仕様書の内容に不明な点がある場合、下記により質問を提出すること。

(1) 提出書類

質問書（公募型プロポーザル企画提案書等作成要領 様式第4号）

(2) 提出期限

令和4年7月8日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

質問書（公募型プロポーザル企画提案書等作成要領 様式第4号）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「さくら市給食センター設計業務に関する質問」とし、送信すること。なお、受信確認のため、提出した際は、電話でその旨を連絡すること。

(4) 提出先

13. 書類提出・問い合わせ先と同じ

(5) 質問への回答方法

さくら市役所ホームページにて、質問者の名前を伏せたうえで、全質問の回答を公表する。なお、質問への回答は、そのまま仕様の追加又は修正とみなす。

(6) 回答日

令和4年7月22日（金）

7. 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

企画提案書等 ※別添「企画提案書等作成要領」に基づき作成した書類

(2) 提出部数

部数は9部（正本1、副本8）とする。ただし、見積書（様式第5号）は1部で差し支えない。

(3) 提出期限

令和4年8月31日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

直接持参（受付時間は平日午前9時から午後5時までとし土・日・祝日は受付不可）
又は郵送（必着）

① 封筒に「提案書在中」と明記すること。

② 郵送は、受け取り日時及び郵送されたことが証明できる方法を用いること。

※本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

(5) 提出先

13. 書類提出・問い合わせ先と同じ

8. 選考方法

優先交渉権者の選考

本業務の受注者選考については、審査基準（別紙1）に基づき、さくら市給食センター設計業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査し、採点の合計により各提案者の順位を決める。

① 最高点を付した審査委員の数が一番多い提案者を第1優先交渉権者とし、次点を第2優先交渉権者として選考する。

② 最高点を付した審査委員の数が同数であった場合は、評価点の合計点数の高い提案者を第1優先交渉権者として選考する。

③ 第1優先交渉者が契約までの間に失格事項に判明した場合又は辞退した場合は、第2優先交渉権者と協議を行い、受注者を決定する。

④ 参加申込者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準（審査員の平均点数が60点以上）を満たすと認められる場合は、その事業者を交渉権者として選考し、協議を行う。

9. ヒアリング概要

提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施する。

(1) 実施日

令和4年9月〇〇日（ ） ※時間・場所等の詳細は後日連絡

(2) 内容

企画提案書の概略説明（プレゼンテーション）及び審査委員による質疑応答（ヒアリング）を合わせて30分間（説明20分、質疑10分）を予定している。

(3) 出席者

5名以内とする。

(4) 留意事項

- ・プレゼンテーションは原則として本委託事業を主に担当として携わる予定の者が行うこと。
- ・プレゼンテーションは提出した提案書を基に行い、追加資料は認めない。
- ・プレゼンテーションは非公開とする。
- ・プレゼンテーションに必要な資機材は、提案説明者で用意すること。
（ただし、プロジェクターとスクリーンは当市で用意する。）
- ・審査は非公開とする。
- ・審査結果に対する異議申し立ては、一切受けない。

(5) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、審査結果を通知する。また、審査結果（第1及び第2優先交渉権者については、その名称まで）をさくら市ホームページに掲載する。

10. 契約の締結

本業務の受注候補者として選定された事業者と下記により契約の交渉を行う。なお、契約はさくら市財務規則に基づいて締結するものとする。

(1) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又はさくら市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を受注候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、提案書及び見積書を基本とし、受注候補者とさくら市の間で提案内容等を確認する場を設け、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、仕様書の内容と受注候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

(4) 提案内容

プロポーザル実施における提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

11. 失格条項等

次の各号に該当する場合は棄権もしくは失格とみなし、審査の対象より除外する。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 6.に指定する以外の方法により、審査内容に関する事項等について、直接または間接に連絡を求めた場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (4) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (5) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合
- (6) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- (7) ヒアリングに欠席した場合あるいは担当者以外の者が出席した場合
- (8) ヒアリング時に提案書にない追加資料を使用した時

12. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (3) 企画提案書等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書の著作権は、発注者に帰属する。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (6) 提案書等は、提出者に無断で本業務の受注者選定以外の目的に使用しない。ただし、選考の公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提出書類作成のためにさくら市から受領した資料等がある場合は、さくら市の許可なくこれを公表、使用してはならない。

13. 書類提出・問い合わせ先

〒329-1492

栃木県さくら市喜連川4420-1 喜連川支所1階

さくら市教育委員会事務局 学校教育課

TEL 028-686-6620

FAX 028-686-5336

Email gakukyo@city.tochigi-sakura.lg.jp